入湯税
特別徴収の
手引き

鎌倉市総務部市民税課

令和７年（2025 年）10 月 30 日　第１版発行
令和８年（2026 年）10 月 １ 日　第２版発行

目次

1　入湯税とは …… 3

2　入湯税の納税義務者等 …… 3

3　入湯税の徴収の方法 …… 3

4　入湯税の税率 …… 4

5　入湯税の課税免除 …… 4

6　申告等の手続き …… 5

7　延滞金・加算金 …… 6

8　入湯税に関する調査 …… 7

9　申告書等の記載例 …… 8

10　よくある質問 …… 10

11　資料…… 13

※本書において特段の注釈がない場合、「法」とは「地方税法」を、「条例」とは「鎌倉市市税条例」を指します。

1　入湯税とは　（法第 701 条）

入湯税とは、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他の消防活動に必要な施設の整備ならびに観光振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場（温泉施設）における入湯行為に対して、課税されるものです。

2　入湯税の納税義務者等　（法第 701 条）

入湯税の納税義務者は、鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客です。

「鉱泉浴場」とは、原則として温泉法第２条に規定する温泉を利用する浴場を言います。また同法の温泉に類するもので、鉱泉と認められるものを利用する浴場も含みます。したがって、温泉地から温泉を輸送する、いわゆる「運び湯」を利用する浴場も、温泉法に規定される温泉を利用する場合は、その入湯客に対して入湯税が課税されます。

3　入湯税の徴収の方法　（法第 701 条の３、条例第 56 条）

入湯税の徴収は、特別徴収の方法によります。

「特別徴収」とは、特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）が、納税義務者である入湯客から、入湯税を徴収し、これを鎌倉市に納入する方法です。

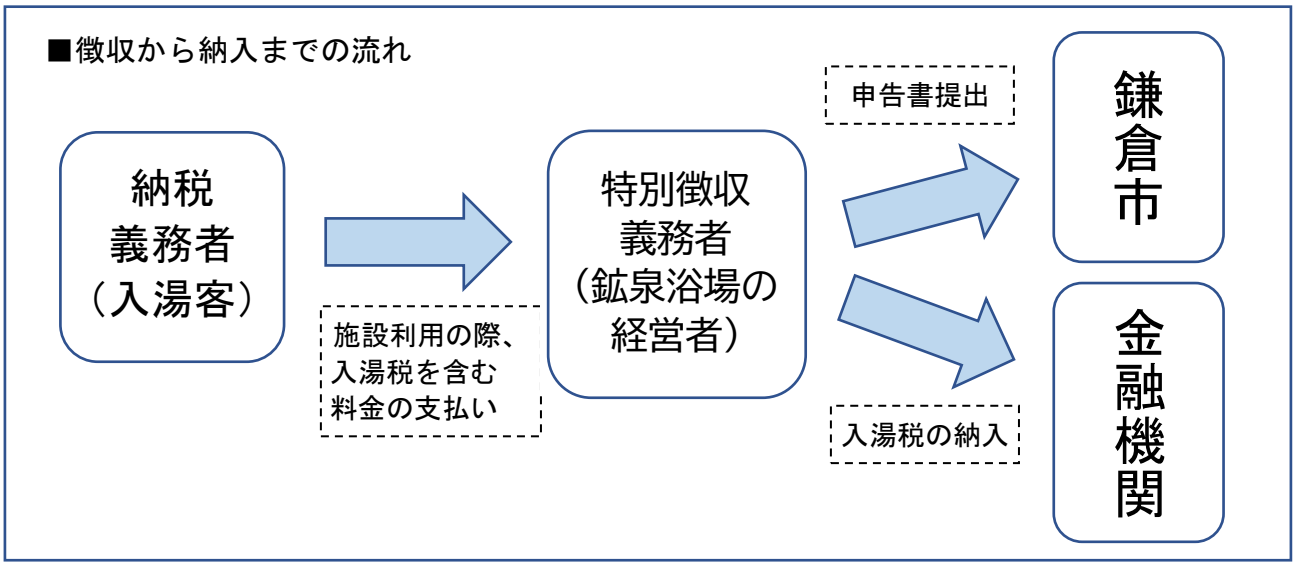

４　入湯税の税率　（法第 701 条の２、条例第 55 条）

入湯税の税率は、１人１日につき 150 円です。同一の鉱泉浴場であれば、入湯回数を問わず、宿泊客は１泊につき、日帰り客は１日につき、それぞれ入湯税が課税されます。

５　入湯税の課税免除　（条例第 54 条の２）

次のいずれかに該当する方については、入湯税が免除されます。

(1)　**小学生以下の方**

12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある方

(2)　**共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する方**

①「共同浴場」とは、「業として経営される浴場ではないもので、日常の用に供するもの」（寮、社宅、療養所等に付設され、日常的に利用されるもの）をいいます。

②「一般公衆浴場」とは、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される銭湯（物価統制令の規定に基づき、都道府県知事が入浴料の上限を指定している公衆浴場）をいいます。

(3)　**入湯料金が 1,400 円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）以下の鉱泉浴場で日帰りで入湯する方**　<u>※　具体的な判断方法は、「10 よくある質問」もご参照ください。</u>

①　ここでいう「入湯料金」とは、その名称にかかわらず、一般の方が当該鉱泉浴場に入湯するために要する明示された最低の料金をいいます。

②　季節や曜日、時間帯、利用者等で料金が変わる施設の場合、その方が利用するタイミングでの「入湯料金」で判断します。

③　入湯料金以外の料金を含む、いわゆるセット料金を設定している場合は、原則としてセット料金で判断します。ただし、セット料金の内訳に、「鉱泉浴場に入湯するために要する料金」が、特に制約を受けることなく、その他の料金が区別されて明示され、かつ、「鉱泉浴場に入湯するために要する料金」のみで利用できるときは、その「鉱泉浴場に入湯するために要する料金」が「入湯料金」となります。

④　割引き、会員料金等による入湯は、それらを使用しない場合の明示された料金が「入湯料金」となります。

(4)　**社会福祉施設又は医療提供施設に設置された鉱泉浴場に入湯する方**

６　申告等の手続き　（法第 701 条の 3・4、条例第 56 条～第 58 条）

(1)　鉱泉浴場経営申告書の提出

鉱泉浴場を経営しようとするときは、「鉱泉浴場経営申告書」により鉱泉浴場の施設の内容や利用料金等必要事項を申告してください。

①　新たに鉱泉浴場を経営する場合

⇒鉱泉浴場を経営しようとする方は経営を開始する日の５日前までに申告してください。

②　提出済みの鉱泉浴場経営申告書の記載事項に変更があった場合

⇒申告した内容に変更があった場合は、直ちに申告してください。

なお、入湯税を徴収する必要がない鉱泉浴場である場合であっても、鉱泉浴場経営申告書は提出する必要があります。

(2)　入湯税の特別徴収義務者の指定

市から鉱泉浴場の経営者宛てに、「入湯税特別徴収義務者指定通知書」を送付します。

(3)　入湯税に係る帳簿の作成

特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）は、１月ごとに、毎日の入湯客数、税額その他必要事項を記載した帳簿を作成し、その記載の日から５年間保存してください。

なお、入湯税を徴収する必要がない鉱泉浴場である場合であっても、入湯税に係る帳簿の作成及び保存の義務があります。

上記と同様の事項が記載されていれば、任意の書式（業務用帳簿等）でも問題ありません。また、帳簿については、紙でなく、データでの保管をしていただくことも可能です。

(4)　入湯税納入申告書の提出

①　特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月 15 日（15 日が土・日曜日又は祝日の場合は翌営業日）までに前月分の入湯客数、税額その他必要事項を記載した「入湯税納入申告書」を鎌倉市総務部市民税課に提出してください。

eLTAX（PCdesk Next）にて申告する場合でも鎌倉市所定の様式の「入湯税納入申告書」を添付してください。

②　「入湯税納入申告書」が、郵便により提出されたときは、その郵便物等の通信日付印（消印）に表示された日に提出があったものとみなします。

③　正当な理由がなく「入湯税納入申告書」が提出期限までに提出されない場合には、地方税法第 701 条の 12 の規定により不申告加算金が課されることがありますので、必ず期限内の申告をお願いします。

④　特別徴収義務者のうち、条例に規定する課税免除となる者以外の入湯がなく、申告納入すべき入湯税が年間を通じて発生しないことが確実である鉱泉浴場については、「入湯税納入申告義務免除申請書」を提出することができます。「入湯税納入申告書」の提出が免除される場合があります。

(5)　入湯税納入書による入湯税の納入

徴収した入湯税は、毎月 15 日（15 日が土・日曜日又は祝日の場合は翌営業日）までに、「入湯税納入申告書」に記載した前月分の徴収税額を収納代理金融機関等で、「入湯税納入書」により納入してください。

入湯税の納入場所は、次の収納代理金融機関等の本支店です。（令和８年10月１日現在）

最新の納入場所は鎌倉市ホームページをご覧ください。

横浜銀行	湘南信用金庫
静岡銀行	かながわ信用金庫
スルガ銀行	中央労働金庫
東日本銀行　※	さがみ農業協同組合
市役所本庁舎１F　２番窓口（支所では納入できません）	

ゆうちょ銀行では納入書の受付はできません。

※東日本銀行の納入書の受付は、令和９年３月 31 日をもって終了予定です。

なお、eLTAX（PCdesk）を利用した電子納入も可能です。

7　延滞金・加算金　（法第 701 条の 10 ほか）

(1)　延滞金

毎月 15 日（15 日が土・日曜日又は祝日の場合は休日明けの日）までに入湯税が納入されない場合は、納期限の翌日から納付した日までの期間の日数に応じ、 税額に次の割合を乗じて計算された額が延滞金として加算されます。

①納期限の翌日から１か月を経過する日までの間

各年の特例基準割合（銀行の短期貸出約定平均金利を基に財務大臣が告示する割合に年１％を加算した割合）に年１％を加算した割合又は年 7.3%のいずれか低い割合

②上記①の翌日以後

各年の特例基準割合に年 7.3%を加算した割合又は年 14.6%のいずれか低い割合

(2)　加算金

過少申告された場合は過少申告加算金が、申告期限までに申告書が提出されなかった場合は不申告加算金が課されます。各加算金の割合は次のとおりです。

区分	加算金が課される場合	加算金の割合
過少申告加算金	期限までに申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合（法第 701 条の 12 第 1 項）	不足税額×10%（不足額のうち、期限までに申告した税額又は 50 万円のいずれか多い額を超える部分についてはさらに、その 5%を加算）
不申告加算金	期限後に申告があった場合又は期限までに申告がないため市の調査によって納入申告すべき課税標準額及び税額の決定があった場合（法第 701 条の 12 第 2 項第 1 号）	納入すべき税額×15%（納入すべき税額のうち、50 万円を超える部分については、さらに、その 5%を加算（法第 701 条の 12 第 3 項））
	期限後に申告があり、その税額が実際の税額より少ないため更正があった場合（法第 701 条の 12 第 2 項第 2 号）	
	決定後にその税額が実際の税額より少ないため更正があった場合（法第 701 条の 12 第 2 項第 3 号）	
	期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないとき（法第 701 条の 12 第 2 項第 5 号）	納入すべき税額×5%
重加算金	二重帳簿等によって故意に税額を免れようとした場合で、期限内に申告しているとき（法第 701 条の 13 第 1 項）	不足税額×35%
	不申告や期限後に申告があった場合で、二重帳簿等によって故意に税額を免れようとしたとき（法第 701 条の 13 第２項）	納入すべき税額×40%（期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないときを除く）
加算金の加重措置	申告書の期限後提出または更正決定があった日の前日から 5 年以内に不申告加算金及び重加算金を徴収されたことがある場合（法第 701 条の 12 第 2 項第 4 号）	上記加算金の割合＋10%（期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないときを除く）

8　入湯税に関する調査　（法第 701 条の５）

入湯税の適正かつ公平な課税及び徴収を図るため、電話等による口頭での確認を行うほか、帳簿書類等の提出を求めたり、必要に応じて実地検査を行う場合があります。

9　申告書等の記載例

鉱泉浴場経営申告書記載例

第 62 号様式(第 17 条)

鉱泉浴場経営申告書

令和〇年　〇月　〇日

(宛先)　鎌倉市長

申告者

住所(法人にあってはまたる事務所の所在地)　鎌倉市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名(法人にあっては名称及び代表者名)　株式会社〇〇〇〇〇　代表取締役　〇〇　〇〇

鉱泉浴場の経営について、鎌倉市市税条例第 57 条の規定により申告します。

申告の区分	☑ 開始　☐ 変更　☐ 廃止　☐ その他(　　)		
経営開始又は異動年月日	令和〇　年　〇月　〇日		
鉱泉浴場施設	所在地	鎌倉市〇〇町〇丁目〇番〇号	
	(ふりがな)名　称	〇〇〇〇おんせん 〇〇〇〇温泉	
	電話番号	0467－〇〇－〇〇〇〇	
施設の種類	☐ 公衆浴場　(☐ 物価統制令により統制額の指定を受けているもの　☐ その他) ☑ ホテル、旅館等　☐ 日帰り入湯施設 ☐ その他(　　)		
施設の利用区分	☑ 宿泊施設	日帰り利用 ☑ 有　☐ 無	部屋数 28　室
	☑ 日帰り施設	利用料金(消費税額等に相当する額を含む)	平日　大人　1,300　円、子供　800　円 休日　大人　1,600　円、子供　1,000　円
施設利用料金	・GW及び年末年始(12 月 28 日～1 月 5 日)は繁忙期料金として、大人 1,800 円、子ども 1,200 円となる。 ・入湯に際しては、上記利用料金に加え、一人につきタオル代 200 円(税込)が別にかかる。 ・上記のほか、タオル代込みの貸切家族風呂のプランもあり(2時間 4,000 円(税込)・以降 1 時間ごとに 1,000 円(税込)増)。		
1か月あたりの入湯客数見込み	1,200 人		
備　考			

1　申告事項に変更があったときは、直ちに変更内容を申告してください。その際は、変更点のみをご記入ください。
2　該当する許可書の写しを添付してください(温泉利用許可証の写し、公衆浴場営業許可証の写し、旅館業営業許可証の写しなど)。
3　施設の利用料金がわかる書類を添付してください(パンフレット、広告チラシ、ホームページの写しなど)。

押印は不要です。

変更の場合はその都度申告書を提出してください。

社会福祉施設または医療提供施設で、施設利用者以外の入湯がない場合は、施設利用料金等の記入・添付資料の提出は不要です。

宿泊施設で日帰り入湯もできる場合、こちらもチェックしてください。

タオル代、施設利用料など入湯に必須の料金がある場合は記載してください。

通常の入湯料金以外に、貸切風呂の料金プランがある場合、記載してください。

施設利用料金や宿泊料がわかる資料、許認可に係る許可証の写しを添付してください。
「変更」の際は、変更内容がわかる資料を添付してください。

1カ月あたりの入湯客の実見込み数を記入してください(「定員」等ではありません)。
宿泊施設の場合は、宿泊数による延べ人数を記入してください(1人で2泊の場合は2人とカウント)。

料金設定が複数あり記入しきれない場合は、「別紙参照」として、別紙での提出も可能です。

入湯税納入申告書記載例

第60号様式(第17条)

入　湯　税　納　入　申　告　書（　令和８年　○月申告分）

令和○年　○月　○日

(宛先)鎌 倉 市 長

住所　鎌倉市○○町○丁目○番○号

特別徴収義務者　名称　株式会社○○○○○

氏名　代表取締役　○○○○
（法人の場合は代表者の職氏名）

次のとおり申告します。

押印は
不要です。

日	課税客数（人）	税額（円）	課税免除客数		日	課税客数（人）	税額（円）	課税免除客数	
			課税免除客数（人）	事由（※）				課税免除客数（人）	事由（※）
1	45	6,750	5	1	18	定休日			
2	33	4,950	3	1	19	42	6,300	3	1
3	37	5,550			20	32	4,800		
4	定休日				21	43	6,450	6	1
5	52	7,800	5	1	22	40	6,000	6	1
6	50	7,500	8	1	23	62	9,300	10	1
7	32	4,800	4	1	24	34	5,100		
8	28	4,200			25	定休日			
9	44	6,600			26	43	6,450	4	1
10	50	7,500	8	1	27	34	5,100		
11	定休日				28	40	6,000	2	1
12	72	10,800	10	1	29	45	6,750	2	1
13	40	6,000			30	46	6,900	2	1
14	53	7,950	3	1	31	35	5,250		
15	43	6,450	2	1	計	1,189	178,350	93	―
16	54	8,100	4	1	税　率		150円		
17	60	9,000	7	1	税　額		178,350円		

定休日がある場合、
その旨を記載して
ください。

事由が複数ある場
合、それぞれ記載
してください。

上記合計額と
同じ数字を
記載してください。

※課税免除事由は、以下の１～４の番号を記載してください。
１：12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
２：共同浴場（市長が定めるものに限る。）又は一般公衆浴場（公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）の適用を受ける公衆浴場をいう。）に入湯する者
３：入湯料金（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）が1,400円以下の鉱泉浴場（事由２に掲げる一般公衆浴場を除く。）において宿泊を伴わないで入湯する者
４：鎌倉市市税条例施行規則第15条の２第２項に規定する者（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第２条第１項に規定する社会福祉事業の用に供する施設又は医療法（昭和23年法律第205号）第１条の２第２項に規定する医療提供施設において入湯する者）

10　よくある質問

※本項の記載中、各種料金はすべて消費税及び地方消費税に相当する額を含んだものとなります。

【日帰り施設】

Q1　入湯する際のセット料金が 1,500 円(入湯料 1,200 円、タオル代 300 円)で、内訳を区分・明示している場合の取扱いは？

Ａ１　課税の判断をする際の入湯料金とは、「その名称にかかわらず、一般の方が当該鉱泉浴場に入湯するために要する明示された最低の料金」です。そのため、この事例における入湯料金及び課税の判断は表のとおりとなります。

この事例はタオル代ですが、入館料・休憩料などの名目であっても、同じ考え方となります。

	事例	入湯料金	課税の判断
A	入湯料 1,200 円、タオル代 300 円と内訳を区分・明示しているが、タオルの購入が必須の場合（必ず最低 1,500 円を支払う必要がある場合）	1,500 円	課税
B	入湯料 1,200 円、タオル代 300 円と内訳を区分・明示しているが、タオルの購入が必須でない場合	1,200 円	課税免除

Q2　入湯するのに必要となる最低の料金が平日日中(A)は 1,300 円、夜間「＋150円」(B)、休日「＋200円」(C)、繁忙期「＋300 円」(D)と時間帯・期間等により料金が加算される場合の取扱いは？

Ａ２　課税の判断をする際の入湯料金とは、「その名称にかかわらず、一般の方が当該鉱泉浴場に入湯するために要する明示された最低の料金」です。平日・休日、時期（GW、年末年始等の繁忙期）、時間帯によって料金が変動する施設の場合は、実際に利用するタイミングの料金での判断となり、表のとおりとなります。

	事例	料金	夜間	休日・繁忙期	入湯料金	課税の判断
A	平日日中の利用	1,300 円	0 円	0 円	1,300 円	課税免除
B	平日夜間の利用	1,300 円	150 円	0 円	1,450 円	課税
C	休日日中の利用	1,300 円	0 円	200 円	1,500 円	課税
B,C	休日夜間の利用	1,300 円	150 円	200 円	1,650 円	課税
D	繁忙期日中の利用	1,300 円	0 円	300 円	1,600 円	課税
C,D	繁忙期夜間の利用	1,300 円	150 円	300 円	1,750 円	課税

Q3　入湯時間により料金が変動する施設で、最初の1時間は 1,000 円、以降 30 分ごとに 400 円かかる施設で1時間30分利用した場合の取扱いは？

Ａ３　一定時間以上の利用に追加料金が必要な場合は、追加料金を加えた額が入湯料金となります。この事例の場合、入湯料金は 1,400 円であり、課税免除となります。２時間の利用（１時間の延長）であれば、入湯料金は計 1,800 円であり、課税となります。

Q4　入湯料 1,000 円と入館料 450 円の合計 1,450 円で日帰り入湯ができるプランを提供している施設において、入湯料無料サービス付きのお食事宴会プラン（料金1人 5,000 円）の提供を始めることとした場合の取扱いは？

Ａ４　この事例では、日帰り入湯のみの料金が明示されているため、入湯にかかる最低の料金で課税の判断をします。したがって、入湯料無料サービス付きのお食事宴会プランの利用客であっても、判断基準となる入湯料金は 1,450 円となり、課税となります（「入湯料金 1,400 円以下」を事由とする課税免除の対象にはなりません）。

Q5　家族風呂など、貸し切りの場合の取扱いは？

Ａ５　日帰り客に貸切風呂を提供する場合や、温泉付き宿泊施設を一定時間休憩室として提供する場合は、「１室の利用料金÷利用人数」で一人当たりの料金を算出し、課税の判断をします（1,400 円（税込み）超で課税）。

※　利用人数は、課税免除対象の 12 歳以下の方も含めて算出します。

※　タオル代や入館料など、別途の料金が必要な場合は、「Ｑ１（Ａ１）」のとおり、それを加算した、当該鉱泉浴場に入湯するために必要な最低の料金を「入湯料金」とします。

Q6　入湯料金が 1,500 円の施設で、10 回綴りの回数券を 13,000 円で購入し、これを使って利用する場合の取扱いは？

Ａ６　回数券、割引券、無料券等の名称にかかわらず、それらを使用した場合には、それらを利用しなかった場合の料金を、「入湯料金」とします。

　この事例の場合、回数券の利用は考慮せず、一般の方が当該鉱泉浴場に入湯するために要する、明示された最低の料金である 1,500 円で課税の判断をし、課税となります。

Q7　日帰り入湯施設において、無料招待券、割引券を利用した場合の取扱いは？

Ａ７　回数券、割引券、無料券等の名称にかかわらず、それらを使用した場合には、それらを利用しなかった場合の料金を、「入湯料金」とします。

この事例の場合、無料招待券、割引券の利用は考慮せず、一般の方が当該鉱泉浴場に入湯するために要する、明示された最低の料金で課税の判断をします。

Q8　日帰り利用施設の入湯客から、浴場（お風呂場）は利用したけれど浴槽（湯船）には入っていないとの申出があった場合の取扱いは？

Ａ８　入湯税は、温泉を使った浴槽（湯船）の利用の有無にかかわらず、鉱泉浴場（温泉を使用した浴槽を備えた浴場）を利用された方に対して、課税されます。

【宿泊施設】

Q9　宿泊客から、病気（けが）により温泉に入湯していない旨の申し出があった場合の取扱いは？（入湯しているかどうかの判断をどうするか）

Ａ９　個々の宿泊客が入湯したかどうかを個別に把握することは困難ですが、社会通念上、温泉旅館等の利用者が鉱泉浴場に入湯しないことは考え難いことから、宿泊客から、事情により入湯していない旨の特段の申し出がない限りは、入湯があったものとして課税されます。

【その他】

Q10　鉱泉浴場の経営者（特別徴収義務者）が、入湯税を申告しなかったり、納入しなかった場合どうなるのか？

Ａ10　地方税法及び鎌倉市市税条例の規定により、特別徴収義務者は、毎月 15 日までに、前月分の徴収すべき入湯税に係る入湯客数、税額その他必要事項を記入した納入申告書を提出し、その納入金を納入しなければならない、とされています。

期限までに申告しない場合や過少申告をした場合には、加算金や延滞金が課されることがあります。また、期限までに納入されず、督促されてもなお完納されない場合、特別徴収義務者に対して財産の差押え等の滞納処分を行うこととなります。

資 料

【地方税法(抜粋)】

（入湯税）

第 701 条　鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

（入湯税の税率）

第 701 条の２　入湯税の税率は、入湯客一人一日について、150 円を標準とするものとする。

（入湯税の徴収の方法）

第 701 条の３　入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

（入湯税の特別徴収の手続）

第 701 条の４　入湯税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、浴場の経営者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

２　前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。

３　前項の規定によつて納入した納入金のうち入湯税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

４　特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、市町村の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

（徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権）

第 701 条の５　市町村の徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号の者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第１項第１号及び第２号において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

一　特別徴収義務者

二　納税義務者又は納税義務があると認められる者

三　前２号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

２　前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

３　市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第１項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

４　入湯税に係る滞納処分に関する調査については、第１項の規定にかかわらず、第 701 条の 18 第６項の定めるところによる。

５　第１項又は第３項の規定による市町村の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

※その他、入湯税の脱税に関する罪(第 701 条の７)、入湯税に係る更正及び決定（第 701 条の９)、入湯税に係る不足金額及びその延滞金の徴収（第 701 条の 10)、納期限後に申告納入する入湯税に係る納入金の延滞金(第 701 条の 11)、入湯税に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金(第 701 条の 12)、入湯税に係る納入金の重加算金(第 701 条の 13)、入湯税に係る督促(第 701 条の 16)、入湯税に係る滞納処分に関する罪(第 701 条の 19)等の事項が規定されています。

【鎌倉市市税条例(抜粋)】

（入湯税の納税義務者等）

第 54 条　入湯税は、法第 701 条の規定に基づき、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

２　鉱泉浴場が設置された宿泊施設においては、原則として、宿泊者を入湯客とみなし、入湯税を課するものとする。ただし、個々の宿泊客の入湯の有無を把握できる場合は、入湯していない者に対しては入湯税を課さない。

（入湯税の課税免除）

第 54 条の２　次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

（１）　12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者

（２）　共同浴場（市長が定めるものに限る。）又は一般公衆浴場（公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和 32 年厚生省令第 38 号)の適用を受ける公衆浴場をいう。）に入湯する者

（３）　入湯料金（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）が 1,400 円以下の鉱泉浴場（前号に掲げる一般公衆浴場を除く。）において宿泊を伴わないで入湯する者

（４）　前３号に掲げる者のほか、市長が特別な理由があると認める者

（入湯税の税率）

第 55 条　入湯税の税率は、入湯客１人１日について、150 円とする。

（入湯税の特別徴収の手続）

第 56 条　入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者その他入湯税の徴収について便宜を有する者で市長の指定するものとする。

２　前項の特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。

３　第１項の特別徴収義務者は、毎月 15 日までに、前月初日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びこの納入金を納入書により納入しなければならない。

４　第１項の特別徴収義務者は、規則で定める要件に該当する者として規則で定めるところにより市長の承認を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、規則で定める期間において徴収すべき入湯税に係る入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を、規則で定める日までに、市長に提出するとともに、当該納入申告書に係る納入金を納入することができる。

５　市長は、前項の承認を受けた者が同項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

（鉱泉浴場の経営を開始しようとする者の経営に関する申告）

第 57 条　鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の５日前までに、規則で定めるところにより市長に申告しなければならない。

２　前項の規定による申告をした者は、当該申告をした事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

（入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等）

第 58 条　第 56 条第１項の特別徴収義務者は、１日ごとの入湯税に係る入湯客数、税額その他市長が必要と認める事項を記載した帳簿（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において同じ。）を作成しなければならない。ただし、これらの事項を記載した業務用帳簿があるときは、これに代えることができる。

２　第 56 条第１項の特別徴収義務者は、前項本文の帳簿を１月ごとに作成し、その記載の日から５年間これを保存しなければならない。